



市章

大津市公報

令和2年1月15日
第18号

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 規 則	
2	大津市契約規則の一部を改正する規則..... 1
○ 告 示	
1	道路の区域の変更について..... 1
2	道路の供用の開始について..... 2
7	公印の改刻について..... 2
8	生活保護法による指定医療機関の指定等について..... 3
9	生活保護法による指定介護機関の指定等について..... 3
10	生活保護法による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定について..... 3
11	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定等について..... 4
12	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の指定等について..... 4
13	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定について..... 4
14	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定について..... 5
15	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出について..... 5
16	介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出について..... 5
○ 公 告	
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 5
	農用地利用集積計画公告..... 6
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 6
	道路位置指定公告..... 6

規 則

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。
令和2年1月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第2号

大津市契約規則の一部を改正する規則
大津市契約規則（昭和40年規則第35号）の一部を次のように改正する。
第21条の2第27号中「コンビニエンスストアにおける」を削る。

附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

告 示

大津市告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和2年1月6日から同月24日まで大津市役所未来まちづくり部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年1月6日

大津市長 越 直 美

路線名	区 間	変更の 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
市道中1010号線	大津市唐崎四丁目字蟹川852番2地先から 大津市唐崎四丁目字蟹川852番3地先まで	変更前	最小 5.0～最大 5.2	27.0
		変更後	最小 5.7～最大 5.8	
市道東0001号線	大津市稲津二丁目字菜島321番地先から 大津市稲津二丁目字菜島321番地先まで	変更前	最小 3.8～最大 5.7	11.0
		変更後	最小 3.8～最大 4.8	

(令和2年1月6日揭示済)

大津市告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年1月6日から同月24日まで大津市役所未来まちづくり部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年1月6日

大津市長 越 直 美

路線名	区 間	供用開始年月日
市道中1010号線	大津市唐崎四丁目字蟹川852番2地先から 大津市唐崎四丁目字蟹川852番3地先まで	令和2年1月6日
市道東4748号線	大津市栗林町字綿田50番1地先から 大津市栗林町字綿田47番地先まで	令和2年1月6日

(令和2年1月6日揭示済)

大津市告示第7号

公印を改刻したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年1月15日

大津市長 越 直 美

職印

公印の名称	用 途	管守者	使用開始期日	印 影
滋賀県大津市長之印	市長名をもって発する一般文書用	自治協働課長	令和2年1月15日	新
				旧

大津市告示第8号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定医療機関として新たに指定したもの及び指定医療機関のうち廃止の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和2年1月15日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	指定年月日
ひの眼科クリニック	大津市本堅田五丁目9番14号	令和元年11月1日
くろづ外科医院	大津市黒津二丁目15番22号	令和元年11月1日
大津京なかた眼科	大津市二本松1番1号	令和元年12月1日
ニシムラ薬局	大津市国分一丁目9番25号	令和元年12月1日

2 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	廃止年月日
ひの眼科クリニック	大津市本堅田五丁目9番14号	令和元年10月31日
くろづ外科医院	大津市黒津二丁目15番22号	令和元年10月31日

大津市告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定介護機関として新たに指定したもの及び指定介護機関のうち再開の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和2年1月15日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
すみれ薬局	大津市滋賀里一丁目8番29号	株式会社メディカルルーツ	大津市滋賀里一丁目8番29号	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	令和元年11月1日

2 再開の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	再 開 年月日
訪問介護bloom	大津市苗鹿二丁目34番19号	株式会社Well-being	大津市雄琴六丁目23番11号	訪問介護・第1号訪問事業	令和元年12月1日

大津市告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者として新たに指定したものについて、次のとおり告示する。

令和2年1月15日

大津市長 越 直 美

施術者の氏名	施術者の住所（施術所を開設している施術者にあつては、施術所の名称及び所在地）	指定年月日
戸知谷 俊介	ワイズ整骨院 大津市際川三丁目32番11号	令和元年11月1日

大津市告示第11号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定医療機関として新たに指定したものと及び指定医療機関のうち廃止の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和2年1月15日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	指定年月日
ひの眼科クリニック	大津市本堅田五丁目9番14号	令和元年11月1日
ニシムラ薬局	大津市国分一丁目9番25号	令和元年12月1日

2 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	廃止年月日
ひの眼科クリニック	大津市本堅田五丁目9番14号	令和元年10月31日

大津市告示第12号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定介護機関として新たに指定したものと及び指定介護機関のうち再開の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和2年1月15日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
すみれ薬局	大津市滋賀里一丁目8番29号	株式会社メディカルルーツ	大津市滋賀里一丁目8番29号	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	令和元年 11月1日

2 再開の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	再 開 年月日
訪問介護bloo m	大津市苗鹿二丁目34番19号	株式会社Well-being	大津市雄琴六丁目23番11号	訪問介護・第1号訪問事業	令和元年 12月1日

大津市告示第13号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者として新たに指定したものについて、次のとおり告示する。

令和2年1月15日

大津市長 越 直 美

施術者の氏名	施術者の住所（施術所を開設している施術者にとっては、施術所の名称及び所在地）	指定年月日
戸知谷 俊介	ワイズ整骨院 大津市際川三丁目32番11号	令和元年11月1日

大津市告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。
令和2年1月15日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問介護事業所たなごころ	大津市苗鹿二丁目31番28-1001号ア ンソレイエ	株式会社 r a p p o r t 代表取締役 廣野 香奈	訪問介護	令和2年1月1日	2570105250

大津市告示第15号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。
令和2年1月15日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び代表者の氏名	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
白桜会訪問介護	大津市大石東四丁目5番6号	医療法人白桜会小金沢歯科診療所 理事長 小金澤 一美	訪問介護	2530102074	令和2年1月10日
大津赤十字訪問看護ステーション	大津市長等一丁目1番35号	日本赤十字社 社長 大塚 義治	訪問看護	2560190056	令和2年3月31日

大津市告示第16号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。
令和2年1月15日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び代表者の氏名	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
デイホーム結い	大津市際川三丁目33番2号	株式会社結い 代表取締役 北村 壽章	地域密着型通所介護	2570102513	令和元年12月31日

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和元年12月24日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
栗東市手原二丁目 9 番 35-302 号栗東教職員住宅 長井 勇真	大津市羽栗三丁目字小屋海道 528番の一部	248.51㎡	令和元年 12月23日	第1502号

(令和元年12月24日揭示済)

農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和元年12月27日

大津市長 越 直 美

「次のように」は省略し、当該農用地利用集積計画書を大津市役所産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

(令和元年12月27日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年1月7日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市大江六丁目 2 番 14号 株式会社山庄 代表取締役 中谷 典生	開発区域 大津市千町一丁目字六反田 150番1、151番3及び同番 17 開発行為に関する工事の区域 大津市千町一丁目字田中 134番6の一部及び同番7 の一部並びに同町字六反田 146番3の一部、150番2の 一部、同番3の一部、151 番1の一部、同番7及び同 番8の一部並びに上記地先 大津市道及び大津市法定外 道路	開発区域 2,603.68㎡ 開発行為に関する 工事の区域 195.99㎡	令和元年 12月27日	第1503号

(令和2年1月7日揭示済)

道路位置指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所未来まちづくり部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

令和2年1月7日

大津市長 越 直 美

地 名 ・ 地 番	申請人の住所・氏名	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	本数
-----------	-----------	---------------	---------------	----

大津市際川四丁目311番3及び水路 である国有地	大津市際川四丁目3番3号 株式会社SHK 代表取締役 村山 正基	32.98	6.00	1
-----------------------------	--	-------	------	---

(令和2年1月7日揭示済)

正 誤

1 平成31年4月1日付け号外第22号31ページ中「破産更正債権等」を「破産更生債権等」に、「破産更正債権等貸倒引当金」を「破産更生債権等貸倒引当金」に改める。

2 平成31年4月1日付け号外第22号32ページ中「破産更正債権等貸倒引当金」を「破産更生債権等貸倒引当

金」に、

現金・預金

を

現金・預金

に改める。

3 平成31年4月1日付け号外第22号34、35及び40ページ中「破産更正債権等」を「破産更生債権等」に、「破産更正債権等貸倒引当金」を「破産更生債権等貸倒引当金」に改める。

4 平成31年4月1日付け号外第22号27ページ中「未満のの」を「未満の」に改める。